

大和郡山市
学校部活動の地域クラブ活動への
移行に関する基本方針

令和5年7月
大和郡山市教育委員会

大和郡山市学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針

1 経緯等

平成 31 年 1 月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と指摘されました。

国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」と指摘されています。

令和 2 年 9 月に、文部科学省は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を通知し、具体的なスケジュールとして、「令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しない」ことを示しました。

令和 4 年 6 月にスポーツ庁の設置した検討会議が、同年 8 月に文化庁の設置した検討会議がそれぞれ提言を示し、学校の働き方改革に対応すること、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ、文化芸術環境を実現すること等が示されました。

令和 4 年 12 月には、スポーツ庁及び文化庁が提言を踏まえ策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行について令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間を改革推進期間とすること等、国の考え方が示されました。

また、奈良県教育委員会は、令和 5 年 3 月に、「中学校における休日の学校部活動を地域へ移行するための取組について」を通知し、「本県においては、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革集中期間とし、中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を完了することを目指す。」としました。

これらの動きを受けて、本市においても、令和 4 年 11 月に、学校関係者、スポー

ツ団体関係者、保護者代表者、行政関係者による「大和郡山市部活動の地域移行準備委員会」を設置し、学校部活動の地域クラブ活動への移行についての検討を始めました。当面は、休日の学校部活動を令和7年度末を目途に地域クラブに移行することとし、中学校の教職員に意向調査を実施した上で、具体的な検討を進め、令和5年度は、ラグビー、ソフトテニス、卓球の3種目について、地域クラブ活動をスタートするとともに、準備委員会に代わって「大和郡山市部活動の地域移行推進委員会」を設置し、取組の成果や課題を整理しながら、地域クラブ活動への移行を推進することとしました。

本基本方針は、上記「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を参考として、大和郡山市における地域クラブ活動の在り方についての基本的な考え方を示すものです。

2 地域クラブ活動への移行の趣旨

- ① 少子化が進み、中学生も減少する中、市内中学校の部活動が部員数不足で廃部になったり、活動を休止したりするケースが起り、これまでと同様の体制で運営することが難しくなっています。今後も、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、地域のスポーツ・文化芸術関係者の協力を得て、新たな地域クラブ活動の体制を整備する必要があります。
- ② 教員の働き方改革が進む中、中学校教員にとって、専門性や意思に関わらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが難しくなっています。学校部活動を地域クラブ活動に移行することで、教員の負担を軽減し、専門的な指導をすることができる地域の方々に指導していただく機会を確保する必要があります。当面は、休日の学校部活動の地域クラブへの移行を進め、その成果や課題を整理しながら、平日の移行についても検討を進めます。
- ③ これまでの学校部活動の教育的意義や役割を継承しつつ、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、スポーツ・文化芸術活動においても、地域における持続可能な環境の整備に努め、子どもの望ましい成長を保障できるよう、その振興・充実を図り、スポーツ・文化芸術に親しむ街づくりを進めます。

3 地域クラブ活動への移行の時期

休日の学校部活動の地域移行の達成時期について、国は一律に定めず、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援するとしており、奈良県教育委員会は同期間を「改革集中期間」と表記しています。本市では、休日の学校部活動の地域移行については、令和7年度末を目途とし、平日の学校部活動の移行については、その成果や課題を整理した上で検討します。

4 地域クラブ活動の体制について

文部科学省は、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動の移行に向けた環境整備について、「市町村が運営団体」となる場合と「民間、総合型地域スポーツクラブが運営団体」となる場合の二つの体制例をあげています。

本市の現状を鑑み、当面は市が運営団体となり、学校等の公共施設を利用して地域クラブ活動を開始し、将来的には、民間や総合型地域スポーツクラブが運営団体となる体制を検討します。

5 指導者について

地域クラブ活動の指導者は、市産業振興部スポーツ推進課で管理する「大和郡山市地域クラブ活動指導者人材バンク」に登録した者の中から、教育委員会学校教育課が依頼し、承諾を得た者としめます。教育委員会は、地域クラブ活動の指導を行う上での必要な研修を実施し、指導者は、「大和郡山市部活動の在り方に関する方針」（平成31年4月大和郡山市教育委員会）等を踏まえて指導にあたります。

また、スポーツ安全保険に加入するとともに、所定の報酬が支払われ、学校の教職員等、公務員が指導者を務める場合は、兼職・兼業の手続きをとることが必要になります。

6 参加生徒について

地域クラブ活動に参加できる生徒は、大和郡山市内の公立中学校の生徒とし、活動経験の有無や、学校部活動への参加の有無等は問いません。地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、保護者の承諾を得て、学校へ参加願を提出すれば参加できるものとしめます。

7 学校の役割について

学校は、これまでの学校部活動の教育的意義や役割を継承しつつ、教員の働き方改革や生徒の活動機会確保の観点から、地域クラブ活動への移行を進めます。地域クラブ活動に参加する場合の学校部活動の活動は、原則として平日のみとします。

地域クラブ活動について生徒への周知を図り、クラブ員の募集を行うとともに、参加希望者を集約し、市教育委員会に報告します。また、地域クラブ活動参加者名簿を作成し、常に自校の参加者を把握します。

地域クラブ指導者との連携を密にし、定期的に自校参加者の活動状況を把握するように努めます。特に、活動拠点校となる学校は、事前に活動計画や施設設備の管理方法等について打ち合わせを行い、必要に応じて対応します。

8 市及び市教育委員会の役割について

地域クラブ活動にあたる指導者の人材バンクへの登録事務や管理については、産業振興部スポーツ推進課が行い、指導者の相談等に対応します。

市教育委員会学校教育課は、学校との連絡や参加生徒の把握を行うとともに、指導者に対する研修を行います。

指導者への報酬、指導者及び参加生徒のスポーツ安全保険への加入費は、当面、市で負担します。また、活動に必要な物品等を、予算の範囲内で支給することとします。

9 ガイドラインの作成について

地域クラブ活動の実施にあたっては、市教育委員会が別に定める「大和郡山市地域クラブ活動ガイドライン」に従って実施します。